

事前評価調書

I 事業概要																																																											
事業名	道路事業（道路改良事業）																																																										
地区名	一般県道 豊橋環状線（弘法橋）																																																										
事業箇所	豊橋市牛川町地内																																																										
事業のあらまし	<p>一般県道 豊橋環状線は、愛知県豊橋市瓦町を起・終点とし、豊橋駅を中心とする豊橋市の内環状道路として位置づけられるもので、外郭状道路の東三河環状線とともに、豊橋市の交通処理と市街地形成を図るうえで重要な路線である。</p> <p>現道は、豊橋市から東名高速道路豊川インターチェンジを結ぶため、交通量が多い路線であるが、現道は線形が悪く、幅員狭小のため、交通渋滞が発生している。本事業では市街地の渋滞緩和を図り、内環状線としての機能確保を図るものである。</p> <p>また、豊橋牛川西部区画整理事業区域と隣接しており、同調して整備を進める必要がある。</p>																																																										
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>①渋滞のないスムーズな移動空間の提供</p> <p>【副次目標】</p> <p>なし</p>																																																										
事業費	事業費	内訳																																																									
	14 億円	□工事費	10.7 億円	□用補費	2.3 億円	□その他	1 億円																																																				
事業期間	採択予定年度	平成 26 年度	着工予定年度	平成 26 年度	完成予定年度	平成 34 年度																																																					
事業内容	道路拡幅 延長 L=0.3km 幅員 W=25m																																																										
II 評価																																																											
①事業の必要性	1) 必要性	<p>一般県道 豊橋環状線は豊橋駅を中心とする内環状道路として位置づけられるもので、市街地の交通渋滞が著しく一般の通行に支障をきたしている。</p> <p>当該区間の早期整備により、内環状道路として交通渋滞を早期に解消する必要がある。</p>																																																									
	判定	A	<p>A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>交通渋滞を早期に解消し、安全な交通を確保する必要がある。</p>																																																								
②事業の実効性	1) 事業計画	<p>事業計画及び実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> <th>H34</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>8</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	工種 区分	調査・設計	←			→						用地補償	←			→						工事				←					→	事業費（億円）					8				6	
			H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34																																																
工種 区分	調査・設計	←			→																																																						
	用地補償	←			→																																																						
	工事				←					→																																																	
事業費（億円）					8				6																																																		
2) 地元の合意形成	<p>・地元県議、自治体で構成される豊橋環状線整備促進期成同盟会より早期の改良要望を受けている。</p>																																																										
判定	A	<p>A： 事業計画の実効性が期待できる。</p> <p>B： 事業計画の実効性が期待できない。</p> <p>【理由】</p> <p>円滑な事業実施環境が整っており、事業の実効性が確保されているため。</p>																																																									

Ⅲ 対応方針

事業実施が妥当である	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。
------------	--

Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後5年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】

・整備による交通の変化。交通渋滞の解消。